

1、ここだけでしか聞けない 元東京地裁調査官の 「地裁調査官の職務と租税訴訟」

2、不服審判所部長審判官の役割と印象に残った判例・裁決事例

裁判所において税に関する事件については、裁判官の税務知識のサポートや事実認定に必要な情報収集などを目的に、裁判官から命令を受けた調査官が置かれています。現在は、東京地方裁判所に2人、大阪地方裁判所に1人が配置され、その他の裁判所は、調査の必要があると判断された場合に関して、これらの調査官に調査依頼をすることになっています。今回の勉強会では、元地裁調査官の小林正樹主任研究員に、地裁調査官の職務内容と、職務経験から租税訴訟における決め手となるポイントなどについて語ってもらいます。また7月10日から、地裁調査官に民間から初採用されましたが、それによる税務裁判への影響などについても、時間の許す限り自由に語ってもらいます。

租税調査研究会：税務に関するシンクタンク。所得、法人、消費、資産、査察、国際、徴収を専門にした国税OB税理士が所属。税務審理・調査などのアドバイス及び教育などを手がけている。

日時 令和元年10月8日(火)

16:00～17:30 (受付開始15:45)
*懇親会 18:00～ 開催いたします(有料)

会場 大槻経営労務管理事務所内セミナールーム

東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル8F

受講料 会員無料 **定員になり次第〆切とさせていただきます。**

懇親会費 5000円(1人につき)

申込方法 受講申込書にご記入の上、FAX(03-5579-9083)もしくは、e-mail(tax@zeimusoudan.biz)にてお申し込みください。お申し込み受け付け後、e-mailにて受講確認の連絡をさせていただきます。



講師

小林 正樹【税理士】

大蔵省(財務省)主税局では税制の企画・立案事務、国税局では法人税の審理部門、国税訟務官室、地裁調査官、不服審判所で税務争訟に関する業務を中心に活躍。

大蔵省主税局税制第一課法人税第二係長。東京国税局課税第一部審理課課長補佐、同課税第一部国税訟務官、東京地裁調査官、財務事務官、東京国税不服審判所部長審判官、四谷税務署長、令和元年7月退職、同年8月税理士登録。一般社団法人租税調査研究会・主任研究員。

お申し込みFAX番号：03-5579-9083 申込日：令和元年 月 日

| | | | |
|-----------------|--|------------|--|
| 受講申込書 | ①地裁調査官の職務と租税訴訟 ②不服審判所部長審判官の役割と判例・採決事例 ◆懇親会 <input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席 ※いづれかにチェックをお願いします。 | | |
| フリガナ 【受講者氏名】 | | 【会社名・事務所名】 | |
| 【ご住所】〒 | | 【TEL】 | |
| | | 【FAX】 | |
| 【E-mail】 | | | |

| | |
|-------|---|
| お問合せ先 | 一般社団法人租税調査研究会 〒104-0061 東京都中央区銀座1-16-5 銀座三田ビル501(担当:宮口・会田) TEL:03-5579-9080 FAX:03-5579-9083 E-mail tax@zeimusoudan.biz URL http://zeimusoudan.biz/ |
|-------|---|